

## 浜松市河川愛護団体活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、河川の美化と自然環境の保全に寄与するため、河川愛護団体又は市長が適当と認める団体(以下、これらを「河川愛護団体等」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法(昭和39年法律第167条)第4条、第5条、第100条に規定する河川及び普通河川をいう。
- (2) 河川愛護団体 河川堤防の草刈、又は河川の清掃美化活動を実施する浜松市河川愛護団体活動費補助金登録団体名簿に登録された団体をいう。
- (3) 申請者 浜松市河川愛護団体活動費補助金の交付を受けようとする者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助事業の対象者は、河川愛護団体であって、浜松市税を完納している者とする。ただし、規則第3条第3項各号の規定のいずれかに該当する者を除く。

### (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費は、河川において河川愛護団体等が行う別表の各号に掲げる河川愛護事業に要する経費とする。ただし、河川愛護団体等の運営に係る経費を除く。

2 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1以内の額とする。

### (交付の申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書(第1号様式)を事業の着手前に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第4条第2項第6号の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)
- (2) 市税納付・納入確認同意書(第3号様式)
- (3) 収支計画書(第4号様式)
- (4) 河川愛護団体等の目的及び組織等を定めた規約
- (5) その他、市長が必要と認める書類

### (決定等の通知)

第6条 規則第7条第1項に規定する通知書の様式は、補助金交付決定通知書(第5号様式)とする。

### (交付決定の取消し)

第7条 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取消す場合は、交付決定の取消し通知書(第6号様式)により通知するものとする。

### (実績の報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、補助金実績報告書(第7号様式)とする。

2 前項に定める報告書には、当該事業に係る活動実績及び収支決算書を添付しなければならない。

### (補助金の額の確定)

第9条 規則第14条に規定する通知書の様式は、補助金確定通知書(第8号様式)とする。

(補助金の請求)

第10条 補助金を請求しようとする者は、前条に基づく確定通知書を受領した後、速やかに補助金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第16条第2項に規定する補助金の概算払の請求をしようとする者は、補助金概算払請求書(第10号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度から平成26年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

申請者 名称及び

代表者

印

## 補助金交付申請書

平成 年度において、河川愛護事業を実施したいので、下記のとおり浜松市河川愛護団体活動費補助金を交付されたく申請いたします。

### 記

1 補助事業の目的、内容及び効果

河川の美化と自然環境の保全に寄与するとともに河川愛護精神の高揚を図る。

2 補助事業の経費の配分、使用方法、遂行に関する計画及び完了予定日

別紙のとおり、平成 年 月 日

3 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の負担方法

地元負担金 金 円

4 交付を受けようとする補助金の額

金 円

5 その他

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市河川愛護団体活動費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

(誓約者)

所在地

名称及び

代表者

印

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

申請者 名称及び

代表者

印

生年月日(個人の場合)

大・昭・平 年 月 日

### 市税納付・納入確認同意書

浜松市河川愛護団体活動費補助金交付申請に伴い、浜松市河川愛護団体活動費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することを同意します。

## 収支計画書

### 1 収入の部

単位：円

項目	内容・算出根拠等	金額
補助金		
合計		

### 2 支出の部

単位：円

項目	内容・算出根拠等	金額
合計		

所在地

名称及び

代表者

印

様

浜松市長

## 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けにて申請のあった浜松市河川愛護団体活動費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

1 金 額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (5) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を返還すること。
- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

様

浜松市長

## 補助金交付決定取消し通知書

平成 年 月 日付けにて交付決定のあった浜松市河川愛護団体活動費補助金の交付  
について、下記のとおり取消し決定したので通知します。

記

金 額 金 円



第7号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

名称及び

代表者

印

## 補助金実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により、浜松市河川愛護団体活動費補助金交付の決定を受けた河川愛護事業が完了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

・ 完了年月日 平成 年 月 日

第8号様式

第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

## 補助金確定通知書

平成 年 月 日付け浜松市河川愛護団体活動費補助事業実績報告書を審査の結果、  
下記金額を補助金として確定します。

記

金

円

第9号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

申請者 名称及び

代表者

### 補助金請求書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の確定を受けた浜松市河川愛護団体活動費補助金について、下記のとおり請求します。  
記

1 金額 金 円

2 振込口座 ・ 金融機関名 \_\_\_\_\_

・ 支店名 等 \_\_\_\_\_

・ 預金種別 \_\_\_\_\_ 普通 ・ 当座 \_\_\_\_\_

・ 口座番号 \_\_\_\_\_

・ 口座名義(カタカナ) \_\_\_\_\_

第10号様式

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

請求者 名称及び

代表者

印

### 補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市河川愛護団体活動費補助金の概算払いとして下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

別表

補助の対象経費及び補助金の額

区 分	対象となる事業経費	補助金の額
河川愛護活動に係る経費	(1) 堤防等の草刈及び清掃 (2) 河床の清掃 (3) 自然観察会並びに河川水質調査研究	対象事業経費の2分の1以内
河川愛護の啓発に係る経費	(1) ゴミ、汚物等を捨てない運動の推進 (2) 河川愛護の啓発看板の設置 (3) 河川愛護の講演会開催	